

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 利用料金の額の承認【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】 2
- 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部保険年金課】 4
- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部食肉センター】 5
- 徴収及び収納事務の委託【市民文化スポーツ局文化部長崎街道木屋瀬宿記念館】 6
- 収納事務の委託【企画調整局政策部企画課】 7

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【環境局循環社会推進部施設課】 8

◇ 上下水道局

- 徴収事務の委託（2件）【上下水道局水道部配水管理課】 9
- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部広域事業課】 11

北九州市告示第 1 3 4 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日までの北九州市門司麦酒煉瓦館の利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 0 年 4 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					備考	
展示室	観覧料	—		大人	中学校の生徒以下の者（4 歳未満の者を除く。）	
		個人	1 人	1 0 0 円		5 0 円
		団体（3 0 人以上）	1 回	8 0 円		4 0 円
市民ギャラリー	9 時～ 1 7 時		1 7 時～ 2 2 時		営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の 3 0 割に相当する額とする。	
	6 0 0 円		6 0 0 円			
駐車場	大型自動車及び中型自動車	1 台 1 回（1 日以内）		1, 0 0 0 円	1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号）による改	
	普通自動車	1 台 1 回（1 日以内）	駐車を開始した時から 3 0 分を超える 3 0 分又			

		はその端数を1単位とし、1単位ごとに100円。ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、5単位の利用に係る金額とする。	<p>正前の道路交通法第3条に規定するところによる。</p> <p>2 カード式回数券は、50単位の利用ができるものとする。</p> <p>3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、カード式回数券に係る利用料金は、これを発行する際に納入すること。</p> <p>4 前項ただし書に定めるもののほか、指定管理者が必要があると認める場合は、利用料金を前納とすることができる。</p>
	カード式回数券	1単位の利用に係る金額に50を乗じて得た額の8割5分に相当する額	

北九州市告示第 1 3 5 号

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2 及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目 5 8 番地	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 3 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立食肉センターにおける手数料及び使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目 3 番 7 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 3 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館における陳列品の観覧料の徴収事務及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館運営協議会 理事長 山田靖	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目 1 6 番 2 6 号	平成 3 0 年 4 月 1 日か ら平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 138 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、「元気発進！北九州」プラン、第 54 回北九州市統計年鑑平成 29 年版、大都市比較統計年表／平成 28 年、平成 29 年北九州市の人口（町別）及び平成 30 年北九州市の人口（町別）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 4 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 2 1 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市新門司工場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市環境局循環社会推進部施設課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 0 年 2 月 9 日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
1, 8 5 7 万 8, 7 5 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月9日

北九州市上下水道局長 有田仁志

受託者		委託期間
名称	住所	
神栄管工株式会社	北九州市門司区高砂町5番6号	平成30年4月1日から同年5月31日まで
株式会社誠伸建設	北九州市門司区大字猿喰937番地の3	平成30年4月1日から同年5月31日まで
大里水道工業株式会社	北九州市門司区稲積一丁目12番25号	平成30年4月1日から同年5月31日まで
株式会社古島工務店	北九州市小倉北区上富野四丁目10番12号6	平成30年4月1日から同年5月31日まで
山和株式会社	北九州市小倉北区足原二丁目5番33号	平成30年4月1日から同年5月31日まで
有限会社浜崎工務店	北九州市小倉南区城野二丁目3番28号	平成30年4月1日から同年5月31日まで

北九州市上下水道局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月9日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

受託者		委託期間
名称	住所	
有限会社九州設備工業所	北九州市若松区大字畠田941番地の1	平成30年4月1日から同年5月31日まで
株式会社岡部組	北九州市八幡東区西本町一丁目7番7号	平成30年4月1日から同年5月31日まで
株式会社 ^{かば} 椛組	北九州市八幡東区末広町1番3号	平成30年4月1日から同年5月31日まで
株式会社木下設備	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番4号	平成30年4月1日から同年5月31日まで
株式会社敷田水道設備	北九州市八幡西区上香月一丁目12番10号	平成30年4月1日から同年5月31日まで
有限会社大福水道	北九州市八幡西区陣原一丁目8番6-407号	平成30年4月1日から同年5月31日まで
株式会社大興設備工業	北九州市戸畑区夜宮三丁目4番22号	平成30年4月1日から同年5月31日まで

北九州市上下水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月9日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
公益財団法人北九州観光コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
株式会社味創	北九州市小倉南区中曽根三丁目10番15号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで